

## 令和7年度高島町結婚推進支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、独身男女の結婚を支援するための事業に対し、町長が予算の範囲内で交付する補助金に関し、高島町補助金等の適正化に関する規則（昭和44年12月規則第18号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、独身男女の結婚を支援する事業を実施する団体で、次の各号のいずれにも該当しない団体とする。

- (1) 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体
- (2) 宗教的活動又は政治的活動を行うことを目的とした団体
- (3) 法令を遵守していない団体

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、独身男女を対象とした、健全な出会いの機会を提供する事業又は異性とのコミュニケーション能力の向上に資する事業であって、次のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 20歳以上の独身男女を対象とすること。
- (2) 参加者総数が6人以上であること。
- (3) 町内に居住又は勤務する者が参加すること。
- (4) 参加者から参加料を徴収する場合は、事業の趣旨を踏まえ、適正な水準の参加料を設定していること。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としないものとする。

- (1) 他の制度から補助金等の交付を受けている事業又は交付の対象となる事業
- (2) 営利を目的とし、公益性を欠く事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを目的とする事業
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事等を行うことを目的とする事業
- (5) その他町長が補助をすることが適当でないと認める事業

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

補助対象経費	内容
人件費	イベントスタッフの賃金等（1時間当たり1,200円以下とする。）
報償費	講師・指導者・助言者等への謝礼
旅費	外部から招く講師・指導者・助言者の活動場所までの交通費及び宿泊費（昼食代を含む。）、イベントスタッフ・ボランティア等への費用弁償
会議費	会議に伴うお茶代等（飲酒を伴う会議は除く。）
消耗品費	事業の実施に必要な資料、活動資料、啓発・周知等の用紙代、インク代、材料代等
燃料費	事業の実施に必要な燃料費
印刷製本費	チラシ・ポスター・パンフレット等の製作費、複写費等
光熱水費	イベント会場等で発生する電気・ガス・水道代等
通信運搬費	事業の実施に必要な郵便物・資材料の配送料、電話代等
手数料	各種申請手数料、振込手数料等
保険料	事業の実施に必要な事業保険料、参加者・講師・指導者・助言者が加入する損害賠償保険料等
委託料	事業の実施に必要な事業者への委託料（補助対象団体が主体となった事業であることが確認でき、事業実施に専門的知識・資格・技術が不可欠な場合に限る。）
使用料及び賃借料	事業の実施に必要な会場使用料、車両・機器等の借上げ料等
食糧費	出会いの機会を提供する事業等にかかる食糧費（1人当たり2,000円を限度とする。）
その他	町長が必要と認める費用

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額又は50,000円のいずれか低い額とする。ただし、町内に居住又は勤務する者が参加者の半数を超える場合は、補助対象経費に相当する額又は100,000円のいずれか低い額とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書へ次の書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 事業の変更等により申請額に変更が生じた場合は、速やかに令和7年度高島町結婚推進支援事業補助金変更交付申請書(別記様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後30日を経過する日又は令和8年4月10日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付して、町長に実績報告をしなければならない。

- (1) 事業報告書（別記様式第4号）
- (2) 収支決算書（別記様式第5号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(概算払)

第8条 町長は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 概算払を受けようとするときは、令和7年度高島町結婚推進支援事業補助金概算払請求書（別記様式第6号）を、概算払を受けようとする日から10日前までに町長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。